

令和7年度 予算案の概要をお知らせします

財務室財務担当
(TEL 918-5011 FAX 918-5125)

現在、市議会で審議されている令和7年度予算案の概要をお知らせします。

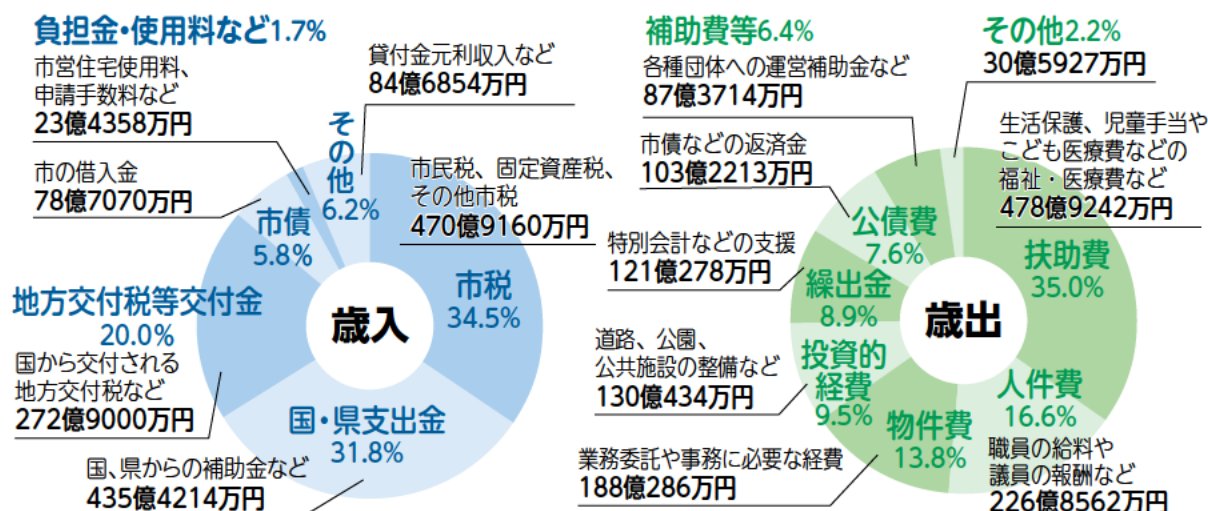
一般会計 1366億656万円

一般会計は、市税を主な財源として、福祉、道路、教育など、一般的な行政サービスを行うための会計です。令和7年度の当初予算は、1366億656万円で、西明石活性化プロジェクト事業費や児童手当支給事業費の増加などにより、前年度と比べて8.2%(約103億円)の増となります。

特別会計 702億4854万円

企業会計 253億7875万円

※詳しくは市ホームページ

明石市 令和7年度予算
明石市 施政方針 で検索

市営葬儀にかかる葬祭用具などの料金を一部見直します

あかし斎場旅立ちの丘(TEL 928-0940 FAX 928-3042)

市営葬儀サービスの維持・向上を図るため、昨今の原材料費や人件費の高騰といった社会経済情勢を踏まえ、令和7年4月1日から市営葬儀にかかる葬祭用具等の一部で料金を見直します。ご理解とご協力をお願いします。詳しくは、市ホームページで確認を。



詳しくはこちら

児童手当の申請はお済みですか

児童福祉課(TEL 918-5259 FAX 918-5196)

児童手当法改正により、令和6年10月分から児童手当制度が拡充されました。申請がまだの方は令和7年3月31日までに申請を。

▶主な拡充内容

- ・支給対象年齢が高校生世代まで延長
- ・第3子以降の支給額が3万円に増額
- ・所得制限の撤廃
- ・支給月が2か月に1回(偶数月)に

▶手続きが必要な人

①現在、児童手当を受給していない人(例)中学生以下の児童を養育しておらず高校生世代の児童を養育している人、所得上限額を超えていたため受給できなかった人など

②現在、児童手当を受給中の人で、大学生世代の子を含めると3人以上の子どもを養育している人

※申請方法など詳しくは市ホームページで確認を



詳しくはこちら

傍聴者募集

▶第3回 明石市上下水道事業経営審議会

日時/3月17日(月)午後2時～

場所/水産会館4階第5会議室

内容/次期経営戦略の基本理念と方向性の設定、課題に対する対策の検討 定員/10人

申し込み/3月13日まで水道局総務担当

(TEL 918-5064 FAX 911-4066 ✉ meisuiso@city.akashi.lg.jp)で先着順に受け付け

▶第4回 自治基本条例市民検証会議

日時/3月24日(月)午後2時～ 場所/あかし子育て支援センター 多目的ホールA・B(パピオスあかし5階)

内容/条例の各制度(組織制度など)についての検証 定員/10人 申し込み/総務課

(TEL 918-5041 FAX 918-5103 ✉ houmu@city.akashi.lg.jp)で先着順に受け付け

※手話通訳・要約筆記などが必要な場合は、申し込み時にお伝えください

住民税非課税世帯へ給付金のお知らせを送付しています

対象/令和6年12月13日時点で市に住民票があり、令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯 給付金額/1世帯あたり3万円、平成18年4月2日以降生まれの児童1人あたり2万円

受給方法/給付金の受給には申請が必要な場合があります。対象世帯に送付している「支給のお知らせ」で申請方法をご確認ください。

申請期限/4月30日(必着)

物価高騰対応支援給付金
コールセンター
(TEL 918-0318 FAX 918-5653)
平日/午前9時～午後5時30分



詳しくはこちら

3月議会開催中～国民健康保険の保険料率などを引き上げる条例改正案などを審議～

総務課(TEL 918-5041 FAX 918-5103)

2月20日から3月議会が開催されています。今回、市が提案している議案は、令和7年度当初予算のほか、国民健康保険の保険料率などを引き上げる条例改正案、南二見人工島内の特定工場の緑地面積率などについて、本市独自の基準を定める条例議案などです。

<今後の日程>

本会議/3月3日(月)・4日(火)・5日(水)・25日(火) いずれも午前10時～、3月12日(水)午後3時～

常任委員会/総務=3月6日(木)・13日(木)、生活文化=3月7日(金)・14日(金)、文教厚生=3月10日(月)・17日(月)、建設企業=3月11日(火)・18日(火) いずれも午前10時～

限度額を超えた場合は申請を後期高齢者医療 高額介護合算療養費制度

長寿医療課(TEL 918-5165 FAX 918-5105)

同一世帯内の後期高齢者医療制度加入者全員の、医療保険と介護保険の1年間(令和5年8月～令和6年7月)の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。該当世帯には3月中旬に申請書を送付します。

ただし、対象期間中に転入・転出した人や、他の医療制度から後期高齢者医療制度に変更した人などは申請の案内ができない場合があります。

区 分		限度額
①現役並み所得 ※後期高齢者医療被保険者がいる世帯(住民税課税所得額で異なる)	Ⅲ 課税所得額 690万円以上	212万円
	Ⅱ 課税所得額 380万円以上	141万円
	Ⅰ 課税所得額 145万円以上	67万円
②一般(Ⅰ・Ⅱ)(①③以外の人)		56万円
③ 低所得	Ⅱ 世帯全員が住民税非課税	31万円
	Ⅰ 世帯全員が住民税非課税で各所得が0円 ※公的年金等控除額は80万円で計算	19万円

※医療保険・介護保険のどちらか一方の負担がない場合は対象外。また、後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している人は、各医療保険者にお問い合わせを

春の火災予防運動が始まります 3/1～7 「守りたい 未来があるから 火の用心」

消防局予防課(TEL 918-5272 FAX 918-5983)

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季です。家族や隣人の命を守るため、火の取り扱いには十分注意し、住宅防火対策を心がけましょう。

▶住宅用火災警報器を設置していますか

設置している場合は、設置していない場合と比べると焼ける面積や損害額が大幅に減少するなど、火災の被害を大幅に少なくし、命を守るにつながります。

▶設置している人は点検・交換をしていますか

本体のボタンを押すか、付属のひもを引いて、正常を知らせる音声や警報音が鳴るか年に2回は確認しましょう。また、10年を目安に交換しましょう。



住宅用火災警報器アンケート実施中